

毎週火、金曜日発行（但休日となるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則
事業計画の変更認可

土地収用法に基づく土地立入の通知
製炭合理化促進事業補助金交付要綱の廃止

昭和二年四月鳥取県告示第百十六号（河川法
準用物件について）の一部改正
昭和二十四年三月鳥取県告示第百二十四号
（河川法を準用する河川区域について）の一
部改正

森林法による保安林の解除予定
結核予防法による医療機関の指定
国民健康保険法によるその他の都道府県療養
取扱機関になる申出の受理
国民健康保険法により登録した療養取扱機関

◇内水面漁場管理委員会告示

漁業法によるあめの採捕禁止について

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公
布する。

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十六号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第
二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号の表の保険課の項中「業務係、指
導係」を「国保業務係、国保指導係」に改める。

第七条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号
を第三号とする。

第八条人事課の項中第五号を第六号とし、第二号から
第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号
を加える。

一 位勲及びほう賞に関すること。

附、則

(施行期日)
この規則は、公布の日から施行し、第七条及び第八条の改正規定は、昭和三十八年五月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第二百五十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十五条第九項の規定により鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規定により次のように告示する。

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業

二 事務所の所在地

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所内

三 設計書の認可年月日

昭和三十七年五月二十八日

四 変更認可の年月日

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県告示第二百五十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

起業者

立ち入ろうとする土地の区域

立ち入ろうとする期間

建設大臣	一級国道九号線 改築工事	岩美郡岩美町大字岩井、大字白地、大字蒲生、大字洗井、大字兼島	昭和三十八年四月二十日から 昭和三十八年十二月三十一日まで
	一級国道五十三号線 改築工事	八頭郡用瀬町大字用瀬、智頭町大字智頭	昭和三十八年五月三十一日まで
	千代川改修工事	八頭郡河原町大字濑り一ツ木	昭和三十八年五月三十日まで

鳥取県告示第二百五十二号

製炭合理化促進事業補助金交付要綱(昭和三十七年八月鳥取県告示第四百三十七号)は、昭和三十八年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五十三号

昭和二年四月鳥取県告示第百十六号(河川法準用ノ件について)の一部を次のように改正し、昭和三十八年三月三十日から適用する。

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「日野川 右岸 自日野郡多里村大字新屋字井手領 至日野村大字本郷」を削り、「支 法勝寺川」を「日野川 左岸 自日野郡多里村大字新屋字クシメ 至日野村大字野田」に改める。

鳥取県告示第二百五十四号

昭和二十四年三月鳥取県告示第百二十四号（河川法を準用する河川区域について）の一部を次のように改正し、昭和三十八年三月三十日から適用する。

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「日野川 右岸 同 多里村大字新屋字矢ヶ淵 同 多里村大字新屋準用河川地点」を
「日野川 左岸 同 日野郡日南町大字新屋字坂郷山一、八六〇の一番地先 同 河川法適用河川起点」に改める。

鳥取県告示第二百五十五号

次の保安林を解除予定の保安林にじたら、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
米子市夜見町字彦名界三 三二五の二、字彦名界四 三三二の一、三三二の二、字彦名界五 四三三、四三三
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
国立工業高等専門学校、工業団地及び住宅団地の敷地とするため

鳥取県告示第二百五十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六

条第二項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和三十八年四月一日	鳥取県立 厚生病院	倉吉市越殿町	鳥取県知事 石破 二朗
四月十日	野島病院	瀬崎町	野島鉄之助

鳥取県告示第二百五十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所在地 法第三十七条第五項 同上受理年月日
 中浜診療所 鳥取県境港市新屋町五五 東京都 昭三八、一、一〇
 倉吉市国民健康保険上北条診療所 倉吉市井手畑二、二一五の六番地 全 国 昭三八、一、一二
 中村歯科医院 鳥取市立川二丁目一六九 昭三八、一、一五

鳥取県告示第二百五十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十八條に規定する登録について、同法第三十九條第三項の規定により登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九條の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号番号 氏 名 登録年月日
 鳥国医 九五六 杉原 徹彦 昭三八、一、一六

鳥国業 一四三 森下 一枝 昭三八、一、一〇
 一四四 長谷川嘉一 昭三八、一、一二
 鳥国医 九五九 藤山 開三 昭三八、一、二四
 九六〇 川 森 憲一 昭三八、一、二八
 九六二 竹沢 道夫 昭三八、二、八

鳥取県告示第二百五十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十八條に規定する登録について、同法第三十九條第三項の規定により登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政

令第三百六十三号)第九條の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録記号番号 氏 名 登録年月日
 鳥国医 九六五 小松原孝介 昭三八、三、八
 九六六 湯川 喜美 昭三八、三、一一
 九六八 坂口 幸雄 昭三八、三、一九
 九六九 渡辺 昭三 昭三八、三、二五

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七條第一項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、あゆの採捕を昭和三十八年六月八日(引懸(方言、ぞろ)に)については、六月二十二日)まで禁止することを指示する。

昭和三十八年五月二十一日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 江原 勇